

株 主 各 位

東京都中央区銀座6丁目6番7号
株式会社朝日ネット
代表取締役社長 山 本 公 哉

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月26日（金曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月29日（月曜日）午後1時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内3丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD 5
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第19期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎本株主総会招集通知に記載しております株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://asahi-net.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

[1] 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

業界の動向

I S P (インターネット・サービス・プロバイダー) 業界におきましては、引き続き F T T H (光ファイバー) の利用者が増加しております。平成20年12月末時点の総務省の調査では、F T T H契約数は1,441万人に達しました。

また、モバイル通信によるサービスも徐々に普及し、新たな需要の創造が進んでおります。

会員数の状況

当事業年度末の A S A H I ネットの会員数は、前期比6.1%増の442千人となりました。F T T H接続会員の入会が引き続き好調で、前期比20.3%の大幅増となりました。

また、景気後退に伴う経費削減の一環で、低価格の I S P に乗り換える法人ユーザーも増加しており、A S A H I ネットの高品質・低価格なサービスへの関心が高まり、法人入会数が増加しております。

当事業年度における全回線の平均退会率は0.91%となり、引き続き1%を下回る水準を維持しております。

日経ビジネス「アフターサービス満足度ランキング」第1位

A S A H I ネットは、平成20年7月に日経ビジネスが実施したアフターサービス満足度調査のインターネット・サービス・プロバイダー部門において、第1位を獲得いたしました。当社は、「接続料金」、「回線の安定性」、「回線の速度」、「サポート」といったお客様にとっての実質的な価値の向上に経営資源を集中しており、今後もサポート機能の充実を図ってまいります。

S a a S型教育支援システム「マナバ」の状況

少子化が進む中で、大学などの教育機関は、従来にない独自のプログラムを実践する傾向にあります。学生と教員、学生同士、大学と社会人などの間で、コミュニケーションが活発になり、独自のプログラムを効果的に進めるためのシステムが求められております。当社では、こういった教育機関のニーズを取り込み、ラインナップの充実と営業・サポート体制の強化を図ることで、S a a S型教育支援システム「マナバ」の拡販を進めております。

当事業年度の第4四半期には、国際基督教大学、東洋大学、北海道大学、津田塾

大学、和洋女子大学などに導入していただき、これまでに合わせて12の大学にご利用いただいております。

損益の状況

以上の結果、当事業年度の売上高は6,232百万円（前期比11.1%増）、営業利益は1,528百万円（前期比11.7%増）、経常利益は1,565百万円（前期比12.7%増）、当期純利益は904百万円（前期比10.7%増）と、3年連続の増収増益となりました。

2. 対処すべき課題

ブロードバンドへの移行が急速に進んでいる状況の中で、当社の接続サービスにおける課題は、F T T H利用者を積極的に獲得していくことによって、ブロードバンド市場でのA S A H I ネットのシェアを拡大するとともに、F T T Hなどのインターネット接続サービスを基盤に、インターネット関連サービスを拡張し、顧客単価の増大により収益基盤を拡充していくことが重要であると考えております。

このような状況の下、当社は以下の諸点を対処すべき課題と捉え、より一層の経営体質の強化を図ってまいります。

① F T T Hの拡販

ナローバンドやA D S LからF T T Hへ移行する利用者が増加している中で当社のF T T Hを拡販するには、当社の既存会員のF T T Hへの移行を促すだけでなく、F T T Hを利用する新規会員の増大を図ることが課題です。F T T Hへの移行をきっかけに競合他社から当社への乗り換えを促すために、効率的なプロモーション活動で顧客満足度の高いA S A H I ネットの認知度を上げるとともに、入会チャンネルの多様化と増強を図ってまいります。また、提携電気通信事業者との共同キャンペーン展開によるF T T Hの拡販も図ります。新規の提携電気通信事業者からF T T Hを調達する新たなF T T Hサービスの提供も課題です。当社の収益構造は、会員からのインターネット接続料収入を基礎としているため、会員獲得の増大が収益基盤の向上につながります。

② ブランドの構築と顧客満足度の維持、向上

平成21年3月期の当社の全回線における平均退会率は0.91%と1%を下回るレベルにありますが、今後も退会を抑止し、さらに競合他社からの乗り換えを促進していくことが重要であると認識しております。そのためには、質の高い会員サービスと安定した接続環境を提供していくことによって、ブランドを構築し、顧客満足度の維持、向上に努めることが重要な課題です。

A S A H I ネットは、平成20年7月に日経ビジネスが実施したアフターサービス満足度調査のインターネット・サービス・プロバイダー部門において第1位を獲得するなど、各種満足度調査で高い評価を得ていますが、当社のブランド力を高めて

いくために、ASAHIネットのホームページを常に見直し、インターネット利用者に対して一貫したメッセージを発信してまいります。同時に、ブロードバンドの普及に伴うトラフィック増大に対応して、当社が培ってきたノウハウを活かした適切な方策によってバックボーン回線の増強を図り、高品質のサービスを提供し続けるよう努めてまいります。また、より広範な層の会員を獲得するために当社のサービスの認知度を向上させていくことも重要な課題であり、そのためのPR活動等にも注力してまいります。

③ 新規サービスの提供

当社のインターネット接続サービス利用者に対して、ブロードバンド環境を背景にした新規のインターネット関連サービスを提供することによって、顧客満足度をいっそう高めるとともに、インターネット接続サービスとの相乗効果により顧客1人あたりの売上高増大を図ることが今後の課題になります。特にブログ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、グループウェア用に自社開発した基幹プログラムを応用したSaaS型サービスをブロードバンド接続に次ぐ第二の成長エンジンと位置づけ、積極的に展開してまいります。また、セキュリティに関する需要の高まりに対応したホスティングサービス、ウイルスチェック、迷惑メール対策など、より安全にインターネットが利用できる機能の提供を充実させてまいります。

これらの新規サービスに関しましては、それぞれのサービスごとに顧客ターゲットを見据えた多様なサービス形態を提供し、市場に受け入れられる適切な価格を設定し、効果的な販売促進活動を展開することが重要な課題です。

また、技術革新が速く環境変化の激しいインターネット関連サービスの分野においては、開発時間の短縮や販売強化を図るため、開発力や販売力の高い企業などとの業務提携も課題となっております。

④ 人材の確保及び育成

インターネットの技術革新のスピードに対応し、企業価値を継続的に高めていくには、優秀な人材の確保、育成が必要不可欠となります。当社においては、パソコン通信時代より培われた豊富な知識と経験を基盤に様々なインターネットサービスを提供しておりますが、今後の業容の拡大とインターネットの新技术に迅速に対応すべく、技術系を中心とする優秀な人材の確保が重要な課題であると認識しております。特にSaaS型サービスに関連した開発要員の充実に注力してまいります。

⑤ 個人情報保護法への対応

個人情報保護法については、同法の全面施行にさきがけ、社内に情報セキュリティ委員会を組織し、平成14年10月にはインターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会が発行する「安全・安心マーク」の使用許諾審査に合格するなど、セキュリティ対策や個人情報保護対策に積極的に取り組んでまいりました。今後も継続的に個人情報保護法の認識を徹底させる教育を行い、情報漏洩防止に向けた管理体制を強化してまいります。

3. 設備投資等の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は196,384千円であり、その主なものは次のとおりであります。

ネットワーク機器	88,623千円
サーバー機器	65,275千円

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第16期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	第17期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第18期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第19期(当期) (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売 上 高 (千円)	5,018,695	5,476,405	5,608,750	6,232,516
経 常 利 益 (千円)	1,201,137	1,271,993	1,389,312	1,565,116
当 期 純 利 益 (千円)	346,777	744,164	816,764	904,540
1株当たり当期純利益(円)	597.52	24.05	25.14	27.84
総 資 産 (千円)	5,665,044	7,968,217	8,479,993	9,146,333
純 資 産 (千円)	5,297,699	6,907,721	7,464,606	7,849,389
1株当たり純資産額(円)	8,878.33	212.64	229.79	241.63

- (注)1. 第17期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。
2. 第17期において、平成18年8月9日付で1株につき50株の割合で株式分割を行っております。なお、当該株式分割に伴う影響を加味した場合の過年度の「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は以下のとおりとなります。

区 分	第16期
1株当たり当期純利益(円)	11.95
1株当たり純資産額(円)	177.57

5. 主要な事業内容

インターネット接続サービス及び関連サービスの提供

6. 主要な営業所

東京都中央区

7. 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
79名	1名減	34.1歳	5.3年

(注) 上記には、臨時社員(パートタイマー)89名(8時間換算)は含まれておりません。

[2] 会社の株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

1. 発行可能株式の総数 119,340,000株

2. 発行済株式の総数 32,485,000株

普通株式	32,484,900株
自己株式	100株

3. 株主数 2,578名

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	出資比率
島戸 一臣	3,197,000株	9.84%
山本 公哉	2,647,000	8.15
梅村 守	2,647,000	8.15
滝口 彰	2,646,000	8.15
岩崎 慎一	2,646,000	8.15
杉山 裕一	2,646,000	8.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,358,000	4.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,177,000	3.62
株式会社シマドコーポレーション	1,000,000	3.08
東日本電信電話株式会社	950,000	2.92

[3] 会社役員に関する事項（平成21年3月31日現在）

1. 取締役及び監査役の氏名等

役 職	氏 名	担当又は他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	山 本 公 哉	
取締役副社長	土 方 次 郎	システム部、営業部、英語サービス部担当
取締役副社長	滝 口 彰	S a a S部、サービス事業部担当
取 締 役	溝 上 聡 司	マーケティング部、CSセンター、経理部担当
監査役（常勤）	小 林 三千夫	
監査役（非常勤）	今 西 浩 之	公認会計士
監査役（非常勤）	井 原 智 生	弁護士

- (注) 1. 監査役小林三千夫氏、今西浩之氏、井原智生氏は社外監査役であります。
 2. 監査役今西浩之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 3. 監査役井原智生氏は、弁護士の資格を有しており、法的事項に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

(就 任)

平成20年6月25日開催の第18回定時株主総会において、新たに土方次郎氏が取締役に選任され、就任いたしました。

(退 任)

平成20年6月25日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって、梅村 守氏は取締役に退任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 5名 118,510千円（うち社外取締役 1名 1千円）

監査役 3名 24,000千円（うち社外監査役 3名 24,000千円）

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成10年5月27日開催の第8回定時株主総会において年額500,000千円以内と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成10年5月27日開催の第8回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

区分	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容	関係
社 外 監 査 役	今 西 浩 之	株式会社ランシシステム 株式会社パイオラックス 株式会社ソケッツ	取 締 役 社外監査役 社外監査役	—

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役（常勤）	小林 三千夫	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席するほか、稟議書、契約書等重要書類の閲覧、社員への業務状況の聴取ならびにその他の重要会議への出席などを通して総合的な見地から監査を行い、必要事項について適宜発言をしております。
監査役（非常勤）	今西 浩之	当事業年度開催の取締役会のほぼ全てに、また監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経理システムにおける検討事項や税法変更における会計処理についての発言を行っております。
監査役（非常勤）	井原 智生	当事業年度開催の取締役会のほぼ全てに、また監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の様々な法的事項について適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役3名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は会社法第427条第1項の最低責任限度額であります。

上記責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとします。

[4] 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	16,800千円
② 上記以外の業務に基づく報酬	一千円
③ 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,800千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の報酬等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は、これらの合計額で記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条に規定する解任事由に該当する場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

[5] 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制についての当社の決定の概要は、以下の通りであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
取締役は法令・定款に適合するように社内規程を整備し、取締役及び使用人は法令・定款及び社内規程に準拠した職務の執行をする。

内部監査部門は、取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款及び社内規程に準拠し、適正且つ健全に行われているかを定期的に監査し、代表取締役社長及び監査役（会）に報告するとともに、改善の必要な事項を指摘し、その改善状況を監視する。

監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを内部監査部門、監査法人と連携・協力してその検証に当たる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存、管理し、内部監査、監査役監査により定期的にその保管状況について監視する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、オペレーションミーティング及び取締役会にてそのリスクの検討と対策を行う。内部監査、監査役監査により定期的にリスク管理の状況を監査し、維持、向上に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、職務執行の効率性を考慮し、適宜社内規程を改訂する。

内部監査部門及び監査役は、内部監査、監査役監査の過程で業務の効率化が図れるものを発見した場合には取締役に提言する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を任命し、必要な事項を命令することができる。

⑥ 監査役を補助する使用人の独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、当該職務の遂行においては取締役及び上長の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の任免及び人事考課について

は、監査役の同意を必要とする。

⑦ 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会その他の重要会議に出席するほか、重要な決裁書類、その他の資料を閲覧する。

取締役及び使用人は、取締役会等の重要会議において、業務の執行状況について監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

取締役及び使用人は、法令・定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合、遅滞なく監査役に報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努めるとともに、監査役と内部監査部門及び監査法人との連携が図れるよう監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

(イ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

取締役は、企業倫理の確立に努め、経営陣・社員一人ひとりに至るまでコンプライアンスの重要性を認識し、周知を徹底する。企業の社会的責任の観点からも、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不測の事態が発生した場合には、警察や弁護士など外部専門機関と連携し、適切に対処する。

(ロ) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

人事総務部を対応部署として、情報の収集・管理に努め、顧問弁護士や所轄の警察署と個別具体的に相談できる関係を構築する。

[6] 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	7,718,038	流動負債	1,296,944
現金及び預金	5,094,326	買掛金	238,924
売掛金	1,404,837	未払金	633,996
有価証券	1,100,877	未払法人税等	380,414
貯蔵品	13,190	未払消費税等	30,870
前払費用	34,051	前受金	303
繰延税金資産	32,668	預り金	10,520
その他	40,232	その他	1,913
貸倒引当金	△2,147	負債合計	1,296,944
固定資産	1,428,294	純資産の部	
有形固定資産	228,661	株主資本	7,849,389
建物	40,039	資本金	630,480
機械装置	78,804	資本剰余金	780,808
工具器具備品	109,817	資本準備金	780,808
無形固定資産	31,849	利益剰余金	6,438,136
ソフトウェア	31,849	利益準備金	5,822
投資その他の資産	1,167,782	その他利益剰余金	6,432,314
投資有価証券	1,004,600	繰越利益剰余金	6,432,314
出資金	5,000	自己株式	△36
破産更生債権等	1,143		
長期前払費用	6,600		
繰延税金資産	47,954		
敷金	97,208		
その他	6,420		
貸倒引当金	△1,143	純資産合計	7,849,389
資産合計	9,146,333	負債及び純資産合計	9,146,333

損 益 計 算 書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		6,232,516
売 上 原 価		3,377,780
売 上 総 利 益		2,854,735
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,326,273
営 業 利 益		1,528,462
営 業 外 収 益		36,717
受 取 利 息	29,932	
有 価 証 券 利 息	5,179	
受 取 配 当 金	1,000	
そ の 他	605	
営 業 外 費 用		63
そ の 他	63	
経 常 利 益		1,565,116
特 別 損 失		21,751
固 定 資 産 除 却 損	2,345	
店 舗 閉 鎖 損 失	9,330	
会 員 権 評 価 損	7,945	
そ の 他	2,130	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,543,365
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		635,577
法 人 税 等 調 整 額		3,246
当 期 純 利 益		904,540

株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
前 期 末 残 高	630,480	780,808	780,808
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	630,480	780,808	780,808

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計	
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式		株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
		繰 越 利 益 剰 余 金				
前 期 末 残 高	5,822	6,047,531	6,053,354	△36	7,464,606	7,464,606
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	△519,758	△519,758	—	△519,758	△519,758
当 期 純 利 益	—	904,540	904,540	—	904,540	904,540
当 期 変 動 額 合 計	—	384,782	384,782	—	384,782	384,782
当 期 末 残 高	5,822	6,432,314	6,438,136	△36	7,849,389	7,849,389

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産：定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。

また、機械装置及び工具器具備品については、実質的残存価額（備忘価額1円）まで償却を行っております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物	3年～15年
機械装置	3年～6年
工具器具備品	2年～5年

無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

長期前払費用：均等償却

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額： 1,237,544千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式(株)	32,485,000	—	—	32,485,000

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式(株)	100	—	—	100

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	324,849	10円00銭	平成20年 3月31日	平成20年 6月26日
平成20年11月6日 取締役会	普通株式	194,909	6円00銭	平成20年 9月30日	平成20年 12月9日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	194,909	6円00銭	平成21年 3月31日	平成21年 6月30日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	46,710千円
未払事業税否認	29,371千円
その他	13,209千円
繰延税金資産小計	89,290千円
評価性引当額	△8,666千円
繰延税金資産合計	80,623千円
繰延税金資産の純額	80,623千円

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額：	241円63銭
(2) 1株当たり当期純利益：	27円84銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成21年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

(1) 理由

株主還元水準の向上及び資本効率の改善を図るとともに、将来の機動的な資本政策を可能とするため

(2) 取得する株式の種類

普通株式

(3) 取得の方法

市場による買付け

(4) 取得する株式の数

300,000株（上限）

(5) 株式取得価額の総額

120,000千円（上限）

(6) 自己株式取得の期間

平成21年5月14日から平成21年6月18日まで

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月20日

株式会社朝日ネット
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗原安夫 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷秀穂 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社朝日ネットの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月25日

株式会社朝日ネット 監査役会

常勤監査役 小林 三千夫 ㊟

監査役 今 西 浩 之 ㊟

監査役 井 原 智 生 ㊟

(注) 常勤監査役小林三千夫、監査役今西浩之及び監査役井原智生は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第19期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は194,909,400円となります。

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、普通株式1株につき金12円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月30日(火曜日)といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社現行定款第8条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
 - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社現行定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
 - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (3) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (省略)</p> <p>第2条 (目的) 当社は下記の業務を営むことを目的とする。 (1)～(14) (省略) (新 設) (15)前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第7条 (省略)</p> <p>第8条 (株券の発行) 当社は株式にかかる株券を発行する。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式にかかる株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第9条 (省略)</p> <p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3. <u>当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第11条 (株式取扱規程) 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条 (基準日) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主 (実質株主を含む。以下、同じ) をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的) 当社は下記の業務を営むことを目的とする。 (1)～(14) (省略) <u>(15)生命保険募集業および損害保険代理業</u> (16)前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第7条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>第9条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 (削 除)</p> <p>第10条 (株式取扱規程) 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条 (基準日) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第13条～第48条 (省略)	第12条～第47条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
(新 設)	第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。
(新 設)	第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
	第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当 社の株式数
1	山 本 公 哉 (昭和38年1月30日生)	平成16年8月 当社入社 平成16年9月 当社取締役 平成16年10月 当社代表取締役 平成17年3月 当社代表取締役副社長 平成17年4月 当社代表取締役副社長 平成18年1月 当社代表取締役社長（現任）	2,647,000株
2	土 方 次 郎 (昭和46年1月16日生)	平成10年10月 当社入社 平成13年5月 当社代表取締役専務 平成14年5月 当社代表取締役社長 平成16年5月 当社代表取締役社長退任 平成16年9月 東日本電信電話株式会社入社 平成20年6月 東日本電信電話株式会社退職 平成20年6月 当社取締役副社長（現任）	一株
3	滝 口 彰 (昭和36年7月5日生)	平成4年9月 当社取締役 平成18年1月 当社代表取締役副社長 平成20年6月 当社取締役副社長（現任）	2,646,000株
4	溝 上 聡 司 (昭和39年12月22日生)	平成8年7月 当社入社 平成18年4月 営業本部長 平成18年6月 当社取締役（現任）	50,000株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
加納 隆 (昭和12年2月14日生)	昭和38年4月 株式会社朝日新聞社入社 平成8年6月 北陸朝日放送株式会社常務取締役 平成9年2月 株式会社朝日新聞社定年退職 平成13年6月 北陸朝日放送株式会社常務取締役退任 平成19年6月 当社補欠監査役(現任)	1,000株

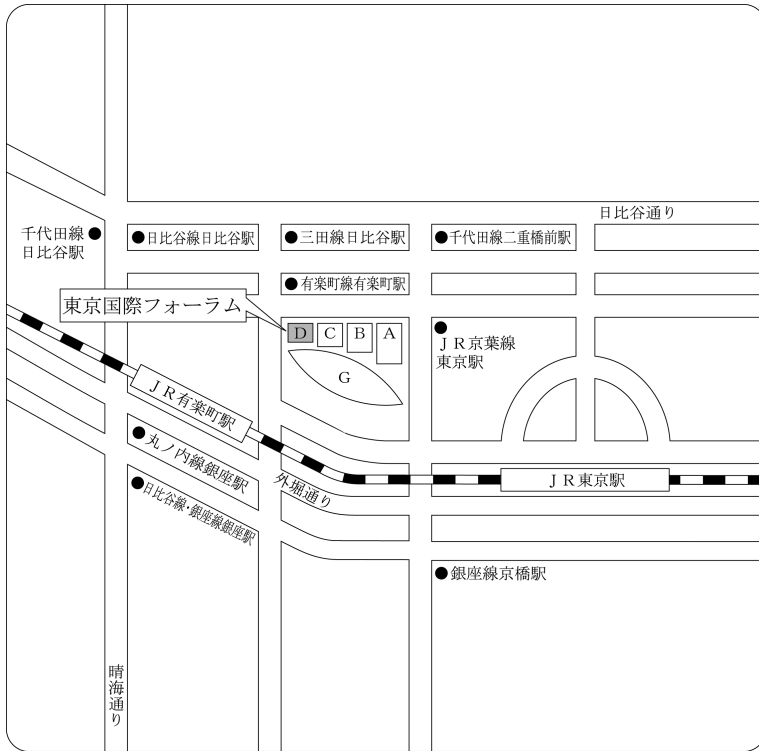
- (注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者加納隆氏は、社外監査役候補者であります。
3. 加納隆氏を補欠社外監査役候補者とした理由は、北陸朝日放送株式会社の経営に携わった経験を当社の監査体制に活かしていただきたいためであります。
4. 当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者である加納隆氏につきましては、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内3丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5

最寄り駅 地下鉄「有楽町駅」D5出口から徒歩1分
J R 「有楽町駅」国際フォーラム口から徒歩1分



A : ホールA B : ホールB C : ホールC D : ホールD G : 会議室・展示ホールロビー